Brambles

贈収賄・腐敗行為禁止方針

Brambles Limited

改訂: 2023年7月1日

バージョン 4.0

分類:公開

贈収賄・腐敗行為禁止方針

1. 本方針の概略と目的

1.1 Bramblesの「共有価値観」のひとつは、私たちが常に、合法的、倫理的かつ誠実に行動し、 地域社会と環境を尊重することです。

本方針で述べられている贈収賄および関連する不適切な行動は、刑事上および民事上の違法行為となるだけでなく、当社の「共有価値観」に反することになります。 そのような行為に関与することは、Bramblesまたはあなたに対して極めて高額の罰金、法的およびコンプライアンス関連費用、並びに関与する個人に対して民事賠償責任および実刑判決が科される結果となる可能性があります。 また、Bramblesの評判と市場価値に深刻な打撃を与える結果となる可能性もあります。

1.2 本方針は:

- (a) 贈収賄・腐敗行為に関連する、当社の責任、および当社の仕事に従事する人々の責任に ついて説明しています。
- (b) 当社の仕事に従事する人々に、贈収賄と腐敗行為の問題をどのように認識し、対処する かについての情報と指針を提供します。
- (c) 本方針において、「当社(私たち)」および「Brambles」は、Brambles Limitedおよびそのグループ企業(以下「Brambles」という。)を指します。
- 1.3 あなたは、本方針を読み、理解し、遵守することを徹底しなければなりません。

2. 本方針の適用対象

本方針は、当社のために、または当社の代理として働く、全レベルの、全ての個人に適用され、上級マネージャー、役員、ディレクター、従業員(正社員、有期雇用社員または臨時社員)、コンサルタント、業務委託先、研修生、出向社員、一時雇用作業員および派遣社員、第三者のサービスプロバイダー、代理店、スポンサー、または当社に関連する、あらゆる場所の、その他のあらゆる人物が含まれます(本方針では総称して「スタッフ」という。)。

- 3. 当社の方針: 贈収賄、腐敗行為および優越的地位の濫用の禁止
- 3.1 当社は、合法的、倫理的かつ誠実に事業活動を行います。 腐敗した慣行は容認されず、当社では、贈収賄、腐敗行為および優越的地位の濫用に対してゼロトレランス (一切許容しない) アプローチを採用しています。 当社は、全ての商取引と関係において、事業を展開するあらゆる場所で、職務にふさわしく、公正かつ誠実に敬意を持って行動し、贈収賄を阻止するために効果的なシステムを導入し、強化することに尽力しています。 当社は、当社が事業を展開する各国において、法令および規制の枠組みを遵守します。 これは、事業を獲得もしくは継続するために、意思決定に影響を及ぼすために、またはBramblesにとって事業上のその他の不適切なメリットを確保するために、何らかの価値のあるものを提供すること、約束すること、提供を申し出ること、または許可することはできないということです。 また、いかなる種類の賄賂もしくはキックバックも、要求し、または受領すすることもできません。
- 3.2 当社は、当社の取引先に対しても、贈収賄・腐敗行為に対して同様のゼロトレランスアプローチをとることを期待します。 Bramblesの代理として行動する第三者と契約を締結する前に、Bramblesは、適正かつ適切なデューデリジェンスを実施し、第三者からコンプライアンスの特定の保証を取得します。

- この、贈収賄、腐敗行為および優越的地位の濫用の禁止は、単に金銭だけではなく、何らか 3.3 の価値のあるものを提供することを申し出る、贈与する、または受領することに適用されま す。 これには、ビジネスチャンス、仕事、有利な契約または契約条件、寄付、旅費、贈答品 および接待が含まれます。
- 3.4 本方針は、Bramblesの行動規範の一部を構成し、Walterに掲載されている「贈収賄・腐敗行 為の禁止に関するガイドライン」、および適宜修正・補足される「行動規範」に説明されて いる「Bramblesの使命および価値観」と併せて読む必要があります。

4. 方針に対する責任

- 4.1 本方針は、Bramblesが贈収賄・腐敗行為問題に対処することへのコミットメントを示すため に、Bramblesの取締役会によって承認され、最高経営責任者の支持を得ています。Brambles エグゼクティブリーダーシップチームは、本方針の遵守を監視することに責任を負い、その 監視活動については、最高経営責任者からBramblesの取締役会に報告します。
- 4.2 Bramblesは、定期的に会合を持つBrambles倫理グループを設立しました。倫理グループは、 本方針の実施に対する責任を負い、本方針の遵守を全般的に監督し、方針の要求事項につい ての研修を提供し、それが関連する当事者に十分に伝達されることを徹底させます。
- Brambles倫理グループは以下の個人によって構成され、このうちのいずれかの3名が定足数 4.3 となります。
 - チーフリーガルオフィサー (最高法務責任者)
 - チーフコンプライアンスオフィサー
 - バイスプレジデント・地域ゼネラルカウンセル(法務担当役員)、EMEA 担当
 - バイスプレジデント・地域ゼネラルカウンセル(法務担当役員)、南北アメリカ およびAPAC担当

Brambles倫理グループは、特定の、または一般的な状況により必要な場合には、適宜、一時 的または恒久的にメンバーをグループに追加する場合があります。

- Bramblesチーフコンプライアンスオフィサーは、本方針の実施を監督し、本方針の使用と有 4.4 効性を監視し、これらについてBrambles倫理グループおよびBramblesの取締役会に報告する ことに対する日常レベルでの責任を負います。
- 全レベルの管理職および上級スタッフは、各自の職場において本方針を実施すること、およ 4.5 び各自の部下が本方針を認識し理解することを徹底させることに対して責任を負います。
- 5. 贈収賄、腐敗行為、優越的地位の濫用とは何ですか?
- 腐敗行為とは、個人的な利得のために、官公庁または民間企業における職権を濫用すること 5.1 です。
- 贈収賄とは、関連する職務または活動を不正に行うことによって、商業的、契約上、規制上 5.2 の、もしくは個人的な利益を得るために、政府関係者または民間企業の商取引の関係者に対 して直接的もしくは間接的に、誘因となるもの、もしくは謝礼を申し出る、約束するまたは 提供することです。 本方針では、政府関係者または民間人の贈収賄を等しく禁止しています が、前者への対応には特に注意を払う必要があります。それは、政府関係者が関与すると、 特定の罰則が適用されるなど、腐敗防止法では、一般的に重い義務や責任を伴うからです。

以下は「政府関係者」と見なされます。

- 政府、省、庁、局、行政機関、代行機関、もしくは公的な国際組織の職員、従業員または代表者。 公的な国際組織とは、国、政府、またはその他の地域の、もしくは超国家的な組織によって設立されたあらゆる組織です。 これには、例えば、国連(UN)、米州機構(OAS)、および国際赤十字が含まれます。
- 政府の代理として行動する人物。
- 政府が所有する、または管理する事業体の従業員。
- 公職の候補者。

このため、本方針の一部は、政府に関係する場合はより厳格になります (例えば、セクション6を参照)。

5.3 贈収賄の例には以下が含まれます。

• 賄賂の申し出

潜在的なクライアントに対して、当社と事業を行うことに同意する、競合他社よりも当社を 優遇する、またはクライアントの価格を減額することを条件として、大規模なイベントのチケットの提供を申し出る。

これは、商業上および契約上の利益を得るために提供を申し出ていることになるので、違法 行為となります。 当社のために事業を獲得する目的で申し出たことになるので、Bramblesも 違法行為を犯したとみなされる可能性があります。また、あなたからの申し出を受け入れた 潜在的なクライアントにとっても、違法行為となる可能性があります。

賄賂の受領

サプライヤーがあなたの甥に仕事をあっせんしますが、その見返りとして、当社組織において、あなたの影響力を使って、当社が彼らと取引を継続することを保証することを期待していることが明らかである場合。

サプライヤーがそのような申し出を行うことは違法行為です。 あなたが同意することも違法 行為となります。それは、あなたの個人的な利益を得るためにそのように行動するからで す。

• 外国公務員に対する贈収賄

政府関係者の属する部署が、良好な試験成績書を発行する、または、会社が事業を行う上で 必要なライセンスもしくは許可証を発行することを確実にするために、政府関係者に対して 金銭を支払う、または会社が支払うように手配することです。

外国公務員に対して申し出を行った時点で、外国公務員に対する贈賄罪となります。これは、その行為がBramblesのために、事業上の優位性を獲得する目的で行われたからです。 Bramblesも、違法行為を犯したとみなされる可能性もあります。

1つの国における政府関係者に対する贈賄は、現地の法律違反となるだけではなく、他の国における法律違反ともなる場合があります。 例えば、外国公務員への贈賄は、米国、英国、欧州連合またはオーストラリアの複数の国の法律の1つまたはそれ以上における違反となる可能性があります。たとえ、これらとは異なる国でBramblesが事業活動を行い、そこで贈賄が

行われたとしても、です。 これらの法律違反に対する懲罰は、多額の罰金または拘禁刑を科される可能性があるとともに、Bramblesの評判だけでなく、そのスタッフの評判にも悪影響を与えます。

金銭を直接支払うこと、または過剰な贈答品に加えて、賄賂のその他の例としては、以下を政府関係者もしくは商業的ビジネスパートナーの指示で、または彼らの利得となるように行うことが含まれます。 (a) 過剰な旅費、食事、娯楽またはその他の接待。 (b) 政党、政治活動または選挙運動関係者への献金。 (c) 慈善目的の寄付金または企業がスポンサーとなること。ビジネスパートナー、サービスプロバイダー、コンサルタント、または、Bramblesの代理として働くその他の代理店を経由して、間接的に賄賂を申し出る、約束する、または提供することは、秘密手数料(コミッション)を使うことを含めて、できません。

5.4 優越的地位の濫用は、腐敗行為の一形態です。政府における自分の影響力を使用する、または当局と関連のある人物とのつながりを使って、通常は支払の見返りとして(ただしこれに限定されない)、他者を特別扱いする、または優遇する行為のことです。

5.5 利益相反の回避

スタッフは、利益相反がある、特に、契約に関連して利益相反があると、贈収賄または腐敗行為法の違反となるような状況に陥る可能性があります。 このような相反行為は、あなた個人の利益がBramblesの利益と相反する可能性のある場合に起こります。 利益相反が起こるかもしれない領域の例には、直接的(例えば、あなたが契約の相手方である場合)、または間接的(例えば、あなたが株式保有によって契約の相手方に利益関係を有する、もしくは近親者が契約の相手方に勤務する、近親者が相手方の所有権を有し、当該契約によって直接的もしくは間接的に利益を得る場合)を問わず、当該契約に個人的な利益関係を有する場合、Brambles社外の雇用、個人的な取引におけるBramblesの機密情報の使用、または本方針およびBramblesの「贈答品および接待に関する方針」のガイドラインを超える贈答品または娯楽の要求もしくは受領が含まれます。

このように、利益相反が関与する、または関与するように見える可能性のある活動に従事してはなりません。 あなたが個人的もしくは金銭的関係のある事業体または個人とBramblesが事業を行うことを検討している、または事業を行っていることに気付いたら、それに関する決定や監督の業務から離れ、あなたのラインマネージャー、または法務もしくは人事チームのメンバーに、その関係を報告しなければなりません。 ある特定の状況が利益相反となるかどうか分からない場合には、自分のラインマネージャー、または法務、倫理およびコンプライアンスもしくは人事チームのメンバーに連絡してください。

5.6 **贈答品および接待。**贈答品または接待を申し出る前に、それがどのような種類のものであっても、賄賂、キックバック、または優越的地位の濫用ではないこと、節度があり、合理的で適切であること、および、その目的が、当社の企業イメージを向上させること、当社製品とサービスを示すこと、または取引関係の確立もしくは維持であることを徹底させなければなりません。 さらに、贈答品または接待を提供する前に、それがどのような種類のものであっても、Bramblesの「贈答品および接待に関する方針」を見直し、遵守してください。 贈答品または接待について質問がある場合には、Bramblesの倫理グループのメンバーに連絡してください。

6. 政治献金

6.1 当社は、政党、政治に関与する組織または個人に献金を行いません。

7. ファシリテーションペイメント

- 7.1 ファシリテーションペイメントとは、政府職員によって日常的に行われる、非裁量的な行政 措置を確実にする、または迅速化させるための支払のことです。 この種の支払は、下級職員 が要求する場合が一般的で、職員にとって通常的かつ習慣的に行われるサービスを提供する ことと引き換えに行われます。 **Bramblesでは、ファシリテーションペイメントを行いません。**
- 7.2 正式に公表され文書化されている、政府または国有事業体に直接支払われる円滑化のための手数料は、通常、贈収賄防止関連法令ではファシリテーションペイメントとは見なされません。 例えば、パスポートの申請手続き、荷物の配達、ビザなど政府の事務手続きを迅速化するための手数料を支払うことは、これらの手数料が個人に対してではなく政府の事業体に支払われるものであり、公表されているものであれば、ファシリテーションペイメントとは見なされません。 支払が許容されるかどうかについて質問がある場合には、Bramblesの倫理グループのメンバーに連絡してください。

8. 差し迫った脅威

8.1 あなたの健康または安全への差し迫った脅威がある場合、目前の危害を回避するために支払を行うことは許容されます。 Bramblesにとっての取引上の損失は、差し迫った脅威<u>ではありません</u>。 可能な限り、支払を行う前にBramblesの倫理グループに相談し、許可を得る必要があります。 しかし、事前の承認が可能ではない場合は、支払の発生から48時間以内に、Brambles倫理グループに報告しなければなりません。

9. あなたの責任

- 9.1 贈収賄およびその他の形態の腐敗行為の防止、察知、報告は、当社のために、および当社の管理下で働く全員の責任です。スタッフ全員は、本方針の違反につながる可能性のあるあらゆる活動を、それがスタッフによるもの、またはビジネスパートナー、サービスプロバイダー、コンサルタント、もしくはBramblesのその他の代理の組織によるものかを問わず、避けることが義務付けられています。
- 9.2 本方針に対する違反もしくは抵触が起こった、または将来起こる可能性があると考える、もしくはその疑いがある場合には、できるだけ速やかに自分のラインマネージャーまたは Brambles倫理グループに知らせなければなりません。
- 9.3 本方針に違反した従業員は誰でも懲戒処分の対象となり、その結果不正行為による懲戒解雇となる場合があります。

10. 記録の保存

- 10.1 当社は財務記録を保存し、第三者へ支払を行った事業上の理由を証明する、適切な内部統制を構築していなければなりません。
- 10.2 すべての接待または贈答品の受領または申し出は、あなたが申し出たもの、および、あなたが受領したものの両方について、文書で記録したものを維持しなければなりません。 記録 は、Brambles倫理グループによる審査の対象となります。
- 10.3 第三者に対して発生する接待、贈答品または費用に関連する全ての経費精算請求は、当社で 適用される経費に関する方針に従って提出されること、特に、支出に対する理由を記録して おくことを徹底させなければなりません。

10.4 会計、請求書、並びにクライアント、サプライヤーおよび取引先などの第三者との取引に関係するその他の文書と記録は全て、厳密な正確性と完全性をもって作成、分類、維持しなければなりません。不適切な支払を容易にする、または隠蔽するために"簿外処理"を行わず、本方針でその他禁じられていることを遂行するために個人的資金を使用してはなりません。

7/9ページ 分類:公開

11. 懸念の提起方法

- 11.1 違法行為もしくは本方針の違反に関連する懸念または疑念は、可能な限り早い段階で提起することが奨励されます。
- 11.2 ある特定の行為が贈収賄または腐敗行為かどうか確信が持てない、または、その他の疑問がある場合は、自分のラインマネージャーおよび/またはBrambles倫理グループに提起する必要があります。 あるいは、彼らに話をするのは気まずいと感じる、または提起した後のことが心配である場合は、「スピークアップホットライン」に(希望すれば匿名で)連絡する必要があります。

12. 贈収賄または腐敗行為の被害者となった場合にすべきこと

12.1 第三者から賄賂の申し出があった、もしくは賄賂を贈ることを求められた、これが将来起こることが考えられる、またはあなたが別の形の不法行為の被害者だと考える場合は、あなたのラインマネージャーおよび/またはBrambles倫理グループに、できるだけ速やかに伝えることが重要です。

13. 保護措置

賄賂の受領もしくは提供の申し出を拒否するスタッフ、または他者の不正行為に対する懸念を提起、もしくは報告する人は、起こり得る影響について心配する場合があります。「行動規範」の一部である「Bramblesスピークアップに関する方針」に説明されているように、当社は率直であることを奨励し、贈収賄または腐敗行為の懸念を提起するに足る合理的な根拠を有する人全てを、たとえその懸念が誤りであると判明したとしても、支援します。

13.1 当社は、スタッフメンバーが、贈収賄または腐敗行為に加担することを拒否した結果、または、実際の、もしくは潜在的な贈収賄、またはその他の汚職犯罪が起こった、もしくは将来起こる可能性があるという、合理的な根拠に基づいた疑いを通報したたことを事由とする、どのような種類の報復または不利益な取扱いをも容認しません。 贈収賄または腐敗行為に加担することを拒否した結果、または、実際の、もしくは潜在的な贈収賄、またはその他の汚職犯罪が起こった、もしくは将来起こる可能性があるという、合理的な根拠に基づいた疑いを通報したたことを事由とする報復を行ったことが判明したスタッフメンバーは誰もが、最悪の場合雇用終了を含む、適切な懲罰の対象となります。 報復または不利益な取扱いには、解雇、懲戒処分、脅迫、もしくは懸念を提起したことに関連するその他の不利な処遇が含まれます。あなたがそのような処遇を受けたと考える場合には、直ちにBrambles倫理グループに知らせるか、または「スピークアップホットライン」を使ってください。

14. 研修と情報の伝達

- 14.1 本方針についての研修は、全ての新しく加入したスタッフの新人研修プロセスの一環をなすものとします。 役割と立場から、贈収賄が関わる可能性がより高いスタッフは、本方針をどのように実行し遵守するかについての適切な研修を受けます。
- 14.2 贈収賄・腐敗行為に対する当社のゼロトレランスアプローチは、サプライヤー、業務委託先およびビジネスパートナーとの事業上の関係の開始時に、その後は適宜、彼らに伝えられます。

15. 監視および見直し

- 15.1 Brambles倫理グループは、本方針の有効性を監視し、本方針の実施を定期的に見直し、本方針の適切性、妥当性、有効性を検討します。特定された改善点は、できるだけ速やかに実施されます。 内部統制システムおよび手続きは、定期監査の対象となり、それらが贈収賄・腐敗行為の防止において有効であることを保証します。
- 15.2 チーフリーガルオフィサー(最高法務責任者)またはBramblesチーフコンプライアンスオフィサーは、彼らによる方針の監視および方針違反について取締役会に報告し、方針に対する改善案を取締役会に提出します。
- 15.3 本方針の成功に対する責任は全スタッフにあり、本方針を使って違反または不正行為の疑い を明らかにする必要があります。
- 15.4 スタッフは、本方針についてコメントし、方針を改善できる方法を提案することが推奨されます。コメント、提案および質問はBramblesチーフコンプライアンスオフィサーに知らせる必要があり、それをチーフコンプライアンスオフィサーがBrambles倫理グループに伝えます。

9/9ページ 分類:公開